

## 半田市はたらく親を応援する団体育成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「はたらく親を応援するまち」づくりのため公益的な活動を行う市民活動団体を育成することを目的とし、市民活動団体が行う事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付する、はたらく親を応援する団体育成事業(以下「当事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「市民活動団体」とは、市民による自主的かつ継続的で、営利を目的としない公益的な活動(以下「市民活動」という。)を行っている団体という。

### (対象団体)

第3条 当事業の対象は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 構成員が2人以上であること。
- (2) 規約等を持ち継続的な市民活動を行うこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動(選挙活動を含む。)を目的としていないこと。
- (4) 設立後1年以上を経過していること。

### (助成金対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、市民活動団体が市内において実施する市民活動で、「はたらく親を応援するまち」づくりを具体的に推進する事業として新たに取り組むもので、同一年度内に着手し完了できる事業とする。ただし、市が交付する他の助成金等又は、国、他の地方公共団体、民間団体等による助成金等を受ける事業は、対象事業としないものとする。

### (助成額等)

第5条 助成金の額の上限は50万円とし、助成金の交付対象となる経費(以下「対象経費」という。)の10分の9以内の額を助成する。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 同一団体に対する助成は、同一年度につき1回限りとする。

### (交付対象経費)

第6条 対象経費は、対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(参加申請)

第7条 当事業に参加しようとする団体(以下「申請団体」という。)は、市長が定める期間内に半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金申請書(様式第1)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

2 同一の申請団体が申請できる事業は、1回の公募について1事業とする。

(審査等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請書等の内容を確認した上で審査し、提案事業の適否及び助成予定額を決定するとともに、その結果を半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金採択(不採択)通知書(様式第2)により申請団体へ通知するものとする。

2 前項に規定する審査は、プレゼンテーション資料等の一般公開による市民投票により行うものとし、市民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付申請)

第9条 前条第1項の規定により、助成事業として採択する旨の通知を受けた申請団体は、市長が定める期間内に半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、その結果を半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付(不交付)決定通知書(様式第4)により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、助成金の交付の決定について、条件を付することができる。

(対象事業の変更)

第11条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、対象事業の計画又は予算の変更をしようとするときは、あらかじめ、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金計画変更申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金変更交付決定通知書(様式第6)により交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付対象事業実績報告書(様式第7)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 交付決定団体は、対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書に基づき助成金の額を確定し、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付確定通知書(様式第8)により、交付決定団体に通知するものとする。

(助成金交付請求)

第14条 前条の規定により助成金の交付確定通知書を受けた団体は、速やかに、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定団体が助成金を前金払により受けようとするときは、半田市はたらく親を応援する団体育成事業助成金前金払請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。この場合において、前金払により交付を受けることができる助成金の額は、交付決定額の10分の7以下の額とする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)偽りその他不正の手段等により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。

(2)助成金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。

(3)助成を受けた事業を中止し、縮小し、又は期限内に完了できなかったとき。

(関係帳簿の整備)

第16条 交付決定団体は、対象事業の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、5年間これを保管しておかななければならない。

(情報の開示)

第17条 市長は、この要綱の規定に基づき助成金を交付した団体の名称、対象事業の内容、助成金の額等を公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

費 目	説 明
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費など
旅費	交通費、通行料など
需用費	文具費、印刷製本費など
役務費	郵便料、通信料、保険料など
委託費	専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合など
使用料	会場使用料など
備品費	対象事業に必要不可欠なものに限る。
賃借料	車両・機械などの賃借料など。事務所借上料については事務所などが対象事業の直接サービスの提供場所となる場合に限る。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

- 注1) 備品費は、助成額の2分の1を限度とする。また、パソコン、カメラ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入費は対象外とする。
- 注2) 団体の管理運営費(家賃、光熱水費、電話料金等)は対象外とする。
- 注3) 飲食及び親睦に要する経費は、当該経費が対象事業の実施に不可欠である場合を除き、対象外とする。